

旭川市男女共同参画団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に資する活動を実施している団体を旭川市男女共同参画団体として登録するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本市が実施する男女共同参画事業への協力を得るとともに、市民団体等の活動を支援し、団体間におけるネットワーク形成を図ることで、団体と市が協働して男女共同参画の実現に寄与することを目的とする。

(登録の要件)

第3条 旭川市男女共同参画団体として登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動内容が男女共同参画社会の実現に寄与するものであること。
- (2) 市が実施する男女共同参画事業に協力できる団体であること。
- (3) 登録団体間の連携に資するため、団体窓口担当者連絡網に参加できること。
- (4) 活動目的が明記された規約、会則その他これに準ずるもの（以下「規約等」という。）を持つ団体であること。
- (5) 構成員の半数以上が旭川市に居住又は通勤・通学し、旭川市内で活動している団体であること。
- (6) 団体の活動が、宗教又は政治活動を主たる目的としないこと。
- (7) 構成員に暴力団員がいないこと。

(登録の申請)

第4条 登録の申請をする団体（以下「申請者」という。）は、旭川市男女共同参画団体登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録（変更）申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 団体の規約等
- (2) 役員名簿や組織体制図、構成員の役割一覧等、団体運営に直接関わる人員が分かるもの。
- (3) 活動実績（任意様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録の申請は、随時行うことができる。

(登録の審査及び決定)

- 第5条 市長は、前条第1項に規定する登録の申請があったときは、内容の適否を審査し、登録することを決定したときは、登録の有効期限を明示して申請者に書面で通知するものとする。
- 2 登録の有効期限は、前項に規定する登録を決定した日が属する年度の翌年度の5月15日までとする。
 - 3 第1項の規定による審査の結果、登録しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に書面で通知するものとする。

(登録期限の更新)

- 第6条 登録団体が登録期限の更新を希望するときは、登録の有効期限が満了する日の属する年度の4月1日から申請を行うことができる。
- 2 前項の申請は、旭川市男女共同参画団体活動報告書(様式第2号。以下「活動報告書」という。)を併せて提出することにより行うものとする。
 - 3 第4条第1項(同項第3号の添付書類を除く)及び前3条の規定は、第1項の登録期限の更新について準用する。

(登録内容の変更)

- 第7条 登録団体は、第4条第1項に規定する登録(変更)申請書の記載内容に変更があった場合は、速やかに再度、登録(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第8条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、旭川市男女共同参画団体登録取消届(様式第3号。以下「登録取消届」という。)を市長に提出するものとする。
- (1) 第3条に規定する登録要件を欠いたとき。
 - (2) 登録団体が活動を停止したとき。
 - (3) 登録団体が解散したとき。
- 2 前項に掲げる場合のほか、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、当該登録団体に対して登録を取り消すことができる。
- (1) 登録申請書の記載内容又は添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 登録団体としてふさわしくない行為があったとき。

(登録団体の役割)

第9条 登録団体は、第2条の目的のため、次に掲げる役割を担う。

(1) 活動実績の報告

第5条第1項の規定による登録の決定を受けた団体は、当該登録の決定を受けた日の属する翌年度の5月15日までに、活動報告書を市長に提出するものとする。

(2) 男女共同参画に関する事業への協力

市や他機関が実施する男女共同参画に関する研修会事業へ積極的に参加するとともに、市の要請に応じ、事業の周知や実施に協力するよう努めること。

(3) 市及び他の団体との情報共有

市が実施する登録団体との情報交換会への参加をはじめ、市や他の団体との情報共有に努めること。

(登録団体に対する支援)

第10条 登録団体は、次の各号に掲げる支援を受けることができる。

(1) 本市が実施する男女共同参画に関する事業の情報提供

(2) 旭川市ときわ市民ホール内こども・女性・若者未来部 女性・若者応援課分室「ハーモニー」の使用

(3) ハーモニー内に設置されている印刷機の使用

(4) 液晶プロジェクター及びプロジェクタースタンドの貸付け

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

なお、同日付けで旭川市男女共同参画推進団体登録要綱を廃止する。

この基準は、令和8年4月1日から施行する。